

平成23年度第2回墨田区障害者施策 推進協議会議事要旨

日 時：平成24年2月16日（木） 午前10時～11時30分

場 所：庁舎17階区議会第1委員会室

会議次第：1 開 会

2 議 題

- (1)「墨田区障害福祉計画【第3期】」の策定について
- (2) その他

3 閉 会

【資 料】

- 1 「墨田区障害福祉計画【第3期】 最終のまとめ（案）」
- 2 「墨田区障害福祉計画【第3期】 最終のまとめ（案） 概要版」
- 3 「墨田区障害福祉計画【第3期】 中間のまとめからの変更点」

墨田区障害者施策推進協議会委員

氏 名	所 属	出欠
平 墳 隆 一	墨田区障害者団体連合会	出席
浮 嶋 松 男	〃	出席
荘 司 康 男	〃	出席
前 田 君 代	〃	出席
小 宮 隆 仁	〃	出席
三 浦 八重子	墨田区精神障害者を守る家族会	出席
大 山 洋 子	墨田区知的障害者相談員	出席
中 武 繁 明	墨田区身体障害者相談員	出席
神 山 キ ク	墨田区民生委員・児童委員協議会	出席
西 山 恒 八	墨田区社会福祉協議会	出席
森 川 政 男	(株)ハクワクリーニング商会代表取締役	欠席
樋 口 敏 郎	墨田区議会議員	出席
加 納 進	〃	出席
井 上 ノエミ	〃	出席
佐 藤 篤	〃	出席
は ら つとむ	〃	出席
あ べ きみこ	〃	出席
廣 瀬 正 雄	東京都立墨田特別支援学校校長	欠席
田 谷 至 克	特別支援学級設置中学校代表(寺島中学校校長)	出席
小 泉 享	墨田公共職業安定所 職業相談部長	出席
稲 垣 智 一	墨田区保健所所長	出席

事務局出席者

細川福祉保健部長
 佐久間障害者福祉課長
 岸川厚生課長
 小久保保健計画課長

1 開 会

(佐久間障害者福祉課長)

ただいまから平成23年度第2回墨田区障害者施策推進協議会を開催いたします。私は障害者福祉課長・佐久間でございます。本日はお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。開催に先立ちまして福祉保健部長・細川からご挨拶申し上げます。

福祉保健部長あいさつ

おはようございます、福祉保健部長の細川でございます。今日はお忙しいところお集まりいただきまして、たいへんありがとうございます。また、日頃は障害者施策に何かとご協力いただきまして、厚く御礼申し上げます。本日の議題でございますけれども、この次第に書いてありますように、墨田区障害福祉計画【第3期】の策定についてでございます。これは、前回、中間のまとめにつきまして皆様にご審議をいただきまして、その後、パブリックコメントを実施しまして、その結果等を踏まえまして、今回最終的な策定へとつなげていきたいと考えております。パブリックコメントを行いましたところ、特にコレといったご意見はありませんでしたが、中間のまとめ以降、委員会等で頂戴しました意見等を踏まえまして、表現が割りづらい点等について所要の修正を加えてきたところでございます。また、後ほど詳しくご説明しますが、主な変更点としては、今年に入りまして、この計画を策定する上での国の指針が示されたということがございまして、それを踏まえた修正を加えてあります。また、中間のまとめの際には、昨年度末の時点での実績値を採用しておりましたが、今回は直近の数値を採用することによって、より正確なものになるということで、見直しを加えたということが、主な変更点でございます。

今後のスケジュールでございますが、本日、ここでご審議いただきまして、その結果を踏まえまして最終的にこの計画を確定しまして、区議会第1回定例会に報告していきたいと考えておりますので、本日はどうぞよろしくお願いいたします。

2 議 題

(佐久間課長) それでは、これより、議事に入りますが、議事の進行につきましては、西山会長にお願いいたします。

(西山会長) みなさんおはようございます。それではさっそくですが、議題に入らせていただきます。まず、障害者福祉課長からご説明をいただきます。

(佐久間課長) 「墨田区障害福祉計画【第3期】」の策定について説明 省略

(西山会長) 駆け足でございましたが、ただいまの説明の中で、何かご質問はありますか？

(加納委員) 今回の改定は障害者自立支援法の改正をうけての内容が多いと思いますが、障害者自立支援法はなかなか分かりづらいですね。新しい用語もどんどん出てきましたし。また、先ほどの話にもありましたような施設の体系が移行したという話を聞くとですね、余計分からなくなって、慣れた頃にはまた変わっちゃうのではないかって思うのですけれども。

はじめに全体的な話をお伺いしたいのですが、そもそも民主党政権になって、障害者自立支援法を廃止して新しい障害者総合福祉法を作るということで、国に検討組織を作って、議論していたようでも、障害者団体の代表もかなり入られて現場の意見を聴くということで、そういうことでスタートした訳ですが、今回の障害者自立支援法も過渡的な変更みたいなことも書いてありますよね。国はこの後、障害者総合支援法になるのか障害者自立支援法の改正になるのか分からないですけれども、また大きな改正等を考えているのかどうかという国の動き

について教えてください。

それと、もともと障害者権利条約を批准するための法改正整備ということで民主党政権になってからスタートした訳ですが、そのスケジュールについても分かれば教えてください。

あと、障害者自立支援法がそもそもできた時に大きな問題だったのが、利用者負担の問題ですね。これは今回、正式に24年4月1日から応能負担ということで法律にも明記されましたし、その辺はいいことだと思うのですが、もう一つ、障害程度区分の認定のあり方が実態に即しているのかどうかということは障害者自立支援法ができた時から問題になっていたと思うのですが、その辺りは、今回は変わらないのかどうか教えてください。

それと、発達障害者が支援の対象となるということが正式に法律に明記されましたよね。また高次脳機能障害の方についても法律には載っていないかもしれませんが、通知によって対象となるということにも伺っているのですが、発達障害や高次脳機能障害の方が受ける福祉サービスは今回のこの障害福祉計画に入らないのかどうかについて教えてください。

(佐久間課長) まず、障害者総合福祉法についてですが、平成22年12月に成立しましたいわゆるつなぎ法の中では、平成25年までに障害者総合福祉法を整備するというスケジュールが示され、内閣に検討機関を設けてやるということになっておりました。最近の報道でいいますと、障害程度区分認定を含めた抜本的な改正を行うのかというところまで踏み込んで議論をしていたようなのですが、実際のところは大幅な改正ではなくて、部分的な修正に止まるのではないかという報道がなされています。また、発達障害者や高次脳機能障害の方については、これまでの障害者自立支援法の中では谷間のような形で対象とはならなかった訳ですが、こうした部分について改正が加えられて福祉サービスを必要とする人へ福祉サービスが行き届くようになっていきます。こうしたことから、今回の障害福祉計画でもそれらの必要量を見込んでの計画となっています。また、児童デイサービスについては、平成24年からは児童福祉法に基づく児童発達支援事業等に移行することになっていますが、この計画の中ではあくまでも参考数値としての位置づけで、児童福祉法に基づくサービスについても盛り込んでいるところがございます。

それから、障害程度区分認定のあり方についてですが、そもそも中には障害程度区分を撤廃するべきだという意見もあるようですが、現状ではこのまま障害程度区分を残すということになる見込のようです。

そして、障害者権利条約の批准ということについては、国の法改正の中でそれを見据えた対応を取っていかなければならないということで、障害者総合福祉法の中での対応となるのか、障害者自立支援法の改正で対応できるのかという部分についてはまださだかではないので、国の動きを注視していきたいと考えております。

(加納委員) 発達障害等は数値が見込まれているということですね。障害者権利条約についてお聴きしたのはですね、ここからはちょっと細くなるのですが、34ページに必要となる見込量とその確保方策というのがありまして、住宅入居サポート事業というのが「有」となっていて、おそらくこれは住宅課が実施している事業を指しているものと思われます。以前、一人暮らしの障害のある方のアパート探しをお手伝いさせてもらったことがあるのですが、非常に苦労した経験があります。障害があるということで大家さんから入居を断られるという差別が存在します。この事業の所管は住宅課ということですが、障害者福祉課の方からも制度の見直しを含めて、伝えてほしいという思いがあったから質問させていただきました。

あとは、細かくなってしまうのですが、見込量の変更の中で、療養介護の数値が現在の実数をそのまま見込数にしていますよね。ということは、この3年間は新たに対象者が増えていくことはないという予測なのか、あるいは多少出入りがあったとしても大きく変わることはないだろうということなのか、どういう考え方なのかを教えてください。

それと、同じく数値を変更した中に短期入所があります。中間のまとめから見ると3割くらい増えているようです。もともとニーズが高い事業だと思うのですが、この見込量に見合う受け皿が現実の問題として用意できるのかどうか、直近の数値等も踏まえて教えてください。

(佐久間課長) まず、短期入所のニーズに対する受け皿の問題についてなのですが、23年度から「あとむ」「すみだ青年の家」が法内事業化され、それに伴い供給体制の純増につながっています。しかし、それだけでも足りないということになれば、現段階では区外の事業所を利用する等で対応せざるを得ないのが現状です。

それから、住宅の入居時の支援についてですが、入居時に保証人がいない等のケースで入居がスムーズに行かないケースがあるというようなことを聞き及んでいます。現在ある保障協会を活用したしくみ等を活用して、家主に対してケースワーカーともども対応を図っていきたいと思います。

そして、療養介護の数値についてですが、療養介護は症状が安定した方が対象であるという特性から、26年度までの3年間では大きな変更は生じないと見込んでの実数計上となっております。

(荘司委員) 前回の協議会において加納委員から話に出たことですが、区の担当者が年々変わってしまうということがあり、それまで私たち障害者団体が取り組んできたことを改めて一から説明しなければならぬということが生じてしまいます。こうしたことに、区はどのようにお考えになりますか。

(佐久間課長) 組織の活性化の視点等から人事異動が行われていますが、過去の経緯等をきちんと共有することで、対応を取っていきたいと考えています。

(荘司委員) 今のお答えについて、加納委員はどのようにお考えでしょうか。

(加納委員) 役所の人事異動に関しては、様々な団体との癒着を防止することや、人事を刷新することによって組織の機能が停滞することを防ぐという視点では必要であると考えています。しかし、障害者施策などの重要な分野においては、この道10年というようなプロフェッショナルな人がいるということが必要だろうと考えています。役所の組織上、課長級ではなかなかそういうことは難しいでしょうが、主査級などの職員では、現在でも詳しい方がいらっしゃいますが、専門的なノウハウを持った方が定着するような組織体系にしていきたいということを区議会においても申し上げているところです。

(荘司委員) わかりました。

(加納委員) 現場のみなさんのご意見をお聞かせいただきたいのですが、先ほどの短期入所に限って言うと、土地等のコストの問題等から、残念ながら区内に受け皿となる事業所がどんどんできるという状況にはないと思います。ですから、統廃合になった学校や今後できる特別養護老人ホーム等の一部に、合築や複合施設として整備していくことを障害者福祉課から区長に提案してほしいと考えています。併せて、障害児のデイサービスについてもニーズが高い割に受け皿が少ない状況にありますので、これについても取り組んでほしいと思います。

それと、今回の変更点とは関係がありませんが、日常生活用具給付等事業についてです。私

も毎年国際福祉機器展等に参加するのですが、福祉機器というのは正に日進月歩でいろんな最新技術を駆使した製品開発が行われています。この日常生活用具の品目については、区が独自に要綱等で定められますよね。ですので、最新の機器がどんどん開発されていますので、定期的には見直しを行っているかと思いますが、それがどのくらいの頻度で行われているのか、教えてください。

(佐久間課長) 日常生活用具の対象品目の見直しについては、定期的ということではないのですが、各種の福祉機器展に出向きまして情報収集に努め、検討を行っているところでございます。また、利用者の皆様からも「こういう機器がある」というような情報が寄せられますので、必要に応じて検討を行っています。日常生活用具の対象品目については、ご指摘のように区が独自に要綱等で定められるものですので、柔軟に取り組んでいきたいと思っております。

(荏司委員) 今回の計画の中で、聴こえない人への支援に関することについては「手話通訳者派遣事業」と「手話通訳者養成事業」が書かれていますが、実際の生活に結びつくことにも考えてほしいと思います。それと、火災報知器についてお聞きしたいのですが、一軒につき一つ給付していただいているのですが、それは一つだけと決まっているものなのでしょうか。

(佐久間課長) 日常生活用具における火災報知器についてですが、なるべくより多くの方に行き渡らせたいという考えに基づきまして、一軒につき一つということで取り組んでいます。そして、広く行き渡った段階で、そのような要望があるということであれば、検討の課題になってくると考えます。

(荏司委員) 一軒につき一つということですが、部屋は必ずしも一つだけということではありません。聴覚障害の場合、お風呂に入ったりすると、そこまで音の情報が伝わってきませんので、とても不安を感じています。その辺りはどのようにお考えでしょうか。

(佐久間課長) ごもっともなご意見だと思います。今後の検討課題とさせていただきたいと考えております。

(荏司委員) 同じ火災報知器に関することなのですが、現在の火災報知器は聴覚障害者が火災の発生をすぐに分かるようになっていないように思うのですが、その辺りをお考えいただいていますか。音だけではなく、強い光が出るもの等をお考えいただきたいと思います。

(佐久間課長) 聴覚障害者向けの火災報知器については、強い光を発することで火災の発生を知らせるフラッシュライトがありますが、各製品開発の情報を収集して、検討していきたいと思っております。

(加納委員) 今回新しく位置づけられる基幹相談支援センターについてですが、これは平成26年度を目途に設置をするようですが、どのような機能をもつセンターとなるのでしょうか。

(佐久間課長) これは国からまだ詳細が示されておりませんが、障害者福祉に関する情報提供を行うだけではなく、事業者間の連絡調整、関係機関への連携支援、専門的な相談員を養成していくというようなことを、相談機関の中核的な役割を担うものとイメージしております。

(加納委員) 基本的には民間事業者に委託するというを想定しているのでしょうか。

(佐久間課長) 事業を担う民間事業者がいれば、事業を委託したいと考えておりますが、それが困難な場合にはそうした状況を見極めて、平成26年度までには、区の中で作るのかを検討していきたいと考えています。

(佐藤委員) 今の基幹相談支援センターですけれども、区として、設置をするということでのメリット・デメリットというのはどのようなものなのでしょうか。現状においても、例えば、成年後見制度利用支援事業は厚生課において実施していますし、また、相談事業ということも当然やっています。こうした中で、新たに基幹相談支援センターを設置することについてどのようにお考

えでしょうか。

(佐久間課長) それぞれの個別の具体的な困難ケース等の場合は、ケースカンファレンス等を実施しているのですが、基幹相談支援センターができることによって、それをもっとシステムの日常的な形で行われていくという安心感が大きいと考えています。現状でそういうことをやっていないのかと言うと、今でもやっておりまして、必要に応じて開催しているのですが、それを困難ケースに限定せず、機関間の連携体制を整備して、一人ひとりのニーズに合った問題解決を図っていくということが期待できると考えています。

(佐藤委員) 資料の概要版の2ページにある就労移行支援事業の利用者数について記載があります。過日、議会においても言いましたけれども、すみだ障害者就労支援総合センターを開設することで目標値としては微増ということになっています。伺ったところによると、離職をなくすということを同時並行に取り組まれるということで、その離職をさせないというサポートについて、具体的に記載がないように思われるのですが、そのような部分を計画に盛り込む必要があると思いますが、いかがでしょうか。

(佐久間課長) ご指摘のとおり一旦就労した後に離職してしまうという課題があります。新たにすみだ障害者就労支援総合センターが開設いたしますが、ここでは、一般就労への移行の取り組みと併せて、就労した障害者に対する生活支援を通じて、離職を防止し、職場への定着を支援していくということが、キーポイントにもなっております。一旦就職して、そこがまずご本人の臨む就職先であるかどうか第一ですが、就職した後にも仕事帰りに立ち寄れるような機能を併せ持つセンターですので、そうしたアフターフォローも含めた部分をこの計画の中にも説明として加えていけるようであれば、検討していきたいと思えます。

(前田委員) 今後も障害程度区分の認定があるということは残念な思いです。先日、家族が認定の調査を受けましたが、やはり実情に合っていないなというのが感想です。

それと、地域生活支援事業についてですが、地域活動支援センター等の必須事業というのがありますが、その他の事業としても個人に対するサービスがあると聞いています。その他の事業として位置づけられている事業に「生活訓練事業」「ボランティア事業」などが例示されているようですが、こうした事業は任意団体であっても区の委託を受けて実施するということが可能なものなのでしょうか。

(佐久間課長) 地域活動支援センター等の必須事業というのは、第2種社会福祉事業にも位置づけられている事業でありまして、やはり区の委託を受ける場合には法人格が必要となります。その他の事業ということになりますと、区の補助要綱等に照らし合わせて法人格がない場合であっても補助対象となりうる場合があります。地域活動支援センターの事業内容に含まれることに取り組まれる場合には、やはり法人格が必要となってきます。

(荳司委員) 地域支援に関連して、手話通訳者のニーズということでちょっと申し上げたいと思えます。手話通訳が必要な場合には、手話通訳派遣事務所に連絡を取って派遣してもらうという方法が用いられています。でもどこかで倒れた時に、例えば誰かに救急車を呼んでもらったとします。しかし、倒れた時というのはファクスで派遣事務所に送るということではできない訳です。ですから、救急隊員の方が直接派遣事務所に連絡をして呼んでもらうというしくみが、この支援法の中では作られていないと思うのですが、江戸川区では昨年4月から独自に始まっているということを聞いております。その点で、墨田区の取り組みはいかがでしょうか。

(佐久間課長) 荳司委員から江戸川区において救急隊員が直接、手話通訳者を派遣する手配を行うという取

り組みについてのお話がありましたので、そうした先行事例を踏まえて、墨田区においても参考にできるものがあれば検討して対応していきたいと考えております。

(加納委員) 障害福祉計画とは離れてしまいましたが、最近、電車等に乗っていて盲導犬を見る機会がずいぶん増えてきました。区内で盲導犬、聴導犬、介助犬を利用されている方はどのくらいいるのでしょうか。

(佐久間課長) 介助犬を利用されている方は1名います。他の補助犬については後ほど確認して報告させていただきます。

(西山会長) それでは、大体よろしいでしょうか。本日は大変貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。

一点、事務局から3月に開所します「すみだ障害者就労支援総合センター」についての情報提供がございます。

(佐久間課長) 「すみだ障害者就労支援総合センター」について説明 省略

(西山会長) 以上を持ちまして、平成23年度第2回障害者施策推進協議会を閉会させていただきます。